

第1回三重県環境審議会 環境影響評価部会 議事概要

日時：令和8年2月20日（金）14：00～15：40

場所：JA 三重ビル本館 LF 会議室

〔① 現状と課題の整理〕

委員：使われなくなったため池を（太陽光発電事業に）活用した事例もあると思いますが、これは非造成事業という取扱いになるという理解で良いでしょうか。

事務局：そのままのため池の状態、浮かせるような方式で設置する場合は、非造成事業という取扱いです。また、そういった場所は、おそらく面積も広くないので、規模要件に該当することはないものと考えています。

委員：面積要件に関し、斜面に対しては何らかの考慮がなされるのでしょうか。また、面積要件の考え方について、斜面上の面積か、あるいは水平投影面積を捉えるのでしょうか。

事務局：一般的には、投影面積で捉えるものと認識しています。また、今回挙げた面積要件については、斜面・非斜面を分けることを前提としていません。

委員：水平投影面積であれば、実際の斜面上ではもっと広く設置されることになりませんが、規模要件を確認する段階では考慮されないという理解で良いでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：（資料2 p.16）お示しいただいた農地転用のデータから、小規模事業が多く見られています。その中で、令和6年度のデータが無く、（過去5年間においては）一度減少が見られた後、令和5年で増加しています。今後のトレンドとしては、増加傾向なのか、減少傾向なのか見通しがあればご教示ください。

事務局：現時点では、令和6年度のデータは得られておらず、この場ではこれ以上の内容はお示しできません。

委員：（資料2 p.6）円グラフから見ると、県民からの相談の声としては、雑草繁茂が一番多く、次いで標識不備が挙げられていますが、標識というのは具体的には何を指すのでしょうか。

事務局：おそらく FIT 制度の中で、標識の掲示義務が規定されており、その不備があったものかと思われます。

委員：そういったルール違反の事例も含め、県民の声に挙げられている相談事例から、「森林を伐採してのメガソーラーの設置に対する懸念の声」にあまり結びついてないように見受けられます。ここでいう「懸念の声」はどのように拾っているのでしょうか。

事務局：件数として集計していませんが、電話やメールなど、実際に県に寄せられた意見をもとにしています。

委員：声としては挙がっているが、（どの程度挙がっているか）カウントできていないのは、

説得力に欠けると思われます。実際に電話等で相談のあった内容を整理することはできないのでしょうか。なお、否定しているわけではなく、裏付けを取ったほうが良いという趣旨です。

事務局：網羅的に記録できているわけではありませんが、一度確認させてください。

委員：(資料2 p.3) 前提として、議会から提言書が提出されており、その中には森林伐採してのメガソーラー設置に対し明記されているように思います。そうすると、p.6の円グラフの相談内容が、今回の対象拡大に(至った理由付けとして)ダイレクトに関わってなくてもよいと思われます。市民から受けた声に対しては、ガイドラインなどで受け皿を作っていくほか、環境アセス制度では、対象拡大を進めていくということと認識していますが、その理解で良いでしょうか。

事務局：はい。補足させていただくと、雑草繁茂や標識不備、説明会開催に関しては、県のガイドラインで対応することを前提に、ガイドラインの改定を進めているところです。

[② 課題に対する方向性]

委員：(資料2 p.23) 挙げられた3項目については、重要性を踏まえ選定されているという理解で良いでしょうか。

事務局：既に造成が終わった場所への設置を想定しており、土地の安定性など確保されていたとしても、環境影響が想定される項目を抜き出しています。立地条件等によっては、それ以外の項目でも影響の恐れがあることもあり得ます。

委員：この選定された項目は、国において定められているものなののでしょうか。県独自で濁水を追加するようなことはできませんか。

事務局：ここで挙げている項目は、あくまでもガイドラインから抜き出したものに過ぎず、実際の事業において、この項目のみを評価すれば良いという趣旨ではありません。非造成事業であったとしても、少なくともこの項目については、環境影響があるだろうということで記載しておりまして、事業内容によってはこれ以外の項目も選定されるものと考えています。

委員：(参考資料5) 三重県では、三重県環境影響評価技術指針が策定されており、様々な項目が挙げられています。必要な項目については、それぞれの事業に応じて、方法書の段階から、評価委員会の場で審議していきます。事業の種類によって、おおまかにどの項目をすべきか決まっていると思うが、委員会の審議結果を踏まえ、事業者は項目を選定し、選定項目に沿って調査が進められていくことになろうかと思えます。

委員：(資料2 p.23) 提案自体に異論はありません。ただ、選定項目がこれだけで良いのかという印象は受けました。三重県特有のもの、例えば森林が多いなど、それから既に造成済みで荒地地になってしまった場合などを考慮すると、基本的な事項を一律に決めてしまえば良いのかと感じました。事業内容に応じて追加できるのであれば、問題はないのか

もしれませんが、少し気になるところです。

委員：先ほどの説明から、既に土地利用されていた場所については、土地の安定性が確保されていることを前提として、お話されていたかと思います。例えば、ゴルフ場跡地であったとしても、多少の傾斜等はある、そういった場所においては基礎を設置する必要があると考えます。そういった理由から、ゴルフ場跡地を利活用される場合であっても、土地の安定性は評価すべきと考えられますが、土地の造成を伴わない事業というのは、どこまでの事業を想定されているのでしょうか。

事務局：条例において、造成の定義が明確に定められているわけではありませんが、運用としては、土地の形質の変更が生じるものを、造成と捉えて判断しています。例えば、ゴルフ場で単に杭打ちが行われる場合など、個別判断になりますが、現状の実運用としては、軽微な行為として造成と判断していません。

委員：わかりました。そういう意味では、非造成事業も対象に含めることで、そういったケースも全て拾えるので、良い方向性だと思います。

委員：2点お伺いします。現状、自然公園等の特別地域においては、より厳しい基準が設けられています。今回の改正案では、一律に5ha、森林地域1haと設定していますが、自然公園等に対して特別な配慮をする必要は無いのでしょうか。もう1点は、対象事業としてどう落とし込んでいくかという話ですが、太陽光発電所を追加するというのであれば、そもそも造成・非造成は関係ないものと思われます。現状の「宅地その他の用地の造成事業」の中で、太陽光発電所に対して、より小さい規模を対象としていくのであれば別ですが、対象事業の種類として電気工作物に太陽光発電所を追加するということだとすると、あとは造成面積ではなく敷地面積を規模要件として設定していれば、造成・非造成は論点にならないと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：(参考資料4) まず後半の話ですが、現状は「15 宅地その他の用地造成」として、事業面積で規模要件を判断しています。委員のおっしゃるとおり、「5 電気工作物」の中に太陽光発電所を定義付けすることを想定していますが、現状の運用を踏まえ、2段階に分けて課題を挙げているところです。現状の制度(造成事業)に対して、単に規模要件を拡大するというのであれば、造成を伴う事業のみ(に対する対象範囲の拡大)であるが、非造成事業に対しても対象範囲を拡大するかどうかを議論するため、2段階に分けて論点を挙げさせていただきました。

委員：電気工作物と宅地造成、両方に太陽光発電所を定義するというのでしょうか。

事務局：事務局としては「電気工作物」の中に、新たに定義付けすることを想定しています。

もう1点の特別地域の話ですが、特別地域にかかわらず県全域で、(対象事業は)20haを10haに、(準対象事業は)10haを5haに1段階対象規模を下げるという観点から、特別地域を設ける必要はないものと考えています。さらに、森林地域については1haで設定していくことを考えています。

委員：(参考資料4) 例えば工業団地のような面整備事業であれば、特別地域でより厳しく

しているということでしょうか。もし発電施設など、その他の事業でも特別地域であれば厳しくしますよということであれば、今回の太陽光発電施設の設置に関しても、特別地域の要件をつけたほうが良いのではないのでしょうか。全体の仕組みの作り方の問題ですが、事業の種類にかかわらず、全体的に特別地域についてはプラスアルファで配慮を求めているということであれば、今回の太陽光発電施設の設置に関して、5ha、1ha にしたとしても特別地域の要件が外れる理由はない気がしますが、いかがでしょうか。

事務局：特別地域を含んでいる事業の面積として捉えているわけではなく、特別地域の範囲の面積を合計した際に、規模要件に該当するかどうかで判断しています。特別地域にかかわらず、全域で規模要件を下げることで、広く捉えられるようになることを期待しています。

委員：造成事業であれば、それで良いかとは思いますが、太陽光発電所を電気工作物に位置付けた場合には、規模要件は別で考えたほうがというか、別に設けた方が良いと考えますが、いかがでしょうか。

事務局：失礼しました。現状の「宅地その他用地の造成事業」についても、造成範囲だけではなく、例えば残置森林など、事業に必要な範囲を面積要件として捉えています。確定事項ではありませんが、その考え方を踏襲すれば、太陽光発電所を電気工作物に位置付けた場合には、単にパネルの設置範囲ではなく、事業に必要な範囲を広く捉えて、対象とすることが妥当なのではないかと考えております。

委員：CO2のことを考えれば、森林地域が重要であるということは理解できますが、生物多様性の観点から言えば、必ずしも森林地域が大事というわけではなく、例えば、湿地や海岸の砂地、あるいは池といった場所も重要です。今回の方向性として、森林以外の場所で5haというのは、少し不十分な気がしています。広大な平野は開発が進められ、斜面（森林等）だけ残っているような状況である中、森林保全は推し進める一方で、平野の小規模な希少地については、十分に保全できていないように見受けられます。そういったもれた場所について、どのように保全していくのかお伺いします。

事務局：おっしゃるとおり、ため池や湿地など、生物にとって希少な土地があることは認識しています。今回の森林地域については、森林法第5条に基づく計画対象民有林という定義付けをする方向で考えていますが、ため池や湿地については、定義付けしにくいという課題があります。また、県内において、（ため池や湿地について）連続した土地、言い換えると大規模な土地として、存在していないことを踏まえると、仮に規模要件を下げたとしても、対象にならないことが考えられます。一方で、そういった重要地を保全するため、例えば、温対法の促進区域において、県で独自に基準を設けることができるので、その区域から希少地を除外するなど、再生エネルギー導入に対し適地へ誘導していきたいと考えています。

委員：三重県では1ha以上の造成は届出（三重県自然環境保全条例の開発行為の届出）をしなければなりません。実際には届出をされていないケースが多々あるように見受けら

ます。そういった場所には小さな湿原が多く含まれるものの、知らないまま開発が進められ、むしろ大規模開発の方がしっかりと（重要地を）残しているといった矛盾が生じています。アセスのみでは強制力はありませんが、手続き後の林地開発や農地転用といった許認可において、アセスの意見を反映させる規定になっているかと思います。そのため、アセス対象であれば、許認可権者で見ていくこととなりますが、アセス対象外であったとしても、1ha以上の造成については、しっかりと県でチェックし、重要地が存在した場合には強く指導をするなど、現行の制度でも対応できるかと思います。アセス対象・対象外にかかわらず、（関係部局と）一体となって、保全に取り組んでいただきたいと思います。意見として挙げさせていただきます。

【その他】

委員：（参考資料2 p. 16、p. 38）国の検討会においては、「地域と共生できないような再エネは抑制し、促進するべきものは促進するという観点から、スクリーニング基準はどうあるべきか」とあり、三重県環境影響評価条例においては、スクリーニングという手法は取っていませんが、県として地域との共生、再エネの促進などはどのように考えているかお聞かせください。

事務局：法においては、第2種事業にスクリーニング基準があるため、そこで対象とするか否かの論点と理解しています。条例ではスクリーニング基準が無いため、同じようなことができるとは思っていませんが、我々も再エネを推進していくという立場として変わりはありません。今後、条例の適用対象を拡大していきますが、設置をさせないための方策ではなく、共生された、事業者による環境配慮がなされた事業が進められていくようなことを期待しています。ですので、促進すべき事業を促進していくという方針に変わりはありませんが、どういう方策がとり得るのかということは悩ましい点であり、適用対象の拡大において、促進区域は除外していくという考え方もあろうかとは思っています。国においても同様の議論があるようですので、国の動きも注視しながら、検討していこうと考えています。今回、適用対象の拡大を進めていく一方で、再エネを促進していくという立場から、県として何か検討できることがあるのか、先生方からご意見を頂けると、非常に有難く思います。

委員：私の立場からすると、生物多様性に関するホットスポットは促進区域から外し、駐車場（利用）については促進するなどが考えられます。

委員：ゾーニングについては、スケールの設定も難しいと思います。市街地であったとしても、残したい土地がある場合も想定されます。条例に対して、スクリーニングやゾーニングなど、どううまく関連付けていくべきか難しいところもありますが、今後の検討課題としていただければと思います。